

諮問番号：令和 6 年度諮問第 3 4 号
答申番号：令和 7 年度答申第 5 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、令和 4 年 9 月 2 1 日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号。以下「法」という。）第 2 5 条第 2 項に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消し等を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第 2 審査関係人等の主張の要旨

1 審査請求人

令和 4 年 9 月に〇〇〇〇〇〇（以下「A 区」という。）から〇〇〇（以下「B 区」という。）に転居したが、B 区で生活保護の申請をさせてくれなかった。

「申請がなかった」ことを理由に令和 4 年 1 0 月分の保護費を引き続き処分庁が支給したことは、裁量権の逸脱濫用である。

よって、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

（1）処分庁は、審査請求人の保護を令和 4 年 1 0 月より B 区に移管する予定であったが、B 区の福祉事務所長に対する審査請求人の申請がなかったため、引き続き処分庁で保護費を支給する本件処分を行ったことが認められる。

（2）審査請求人は、B 区は生活保護の申請をさせてくれなかったのであって、「申請がなかった」ことを理由に引き続き処分庁で保護費を支給するのは

違法である、令和４年１０月分の保護費はＢ区が支払うべきである等と主張する。

生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第２のとおりに、保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所であるとされている。

- （３）以下検討すると、①審査請求人は、本件処分時点でＢ区に転居していたこと、②審査請求人は、本件処分時点で、Ｂ区に保護の申請を行っていないこと、③処分庁は、審査請求人がＢ区に保護の申請を行っていないことを把握していたことから、令和４年１０月分の保護費を支給することを決定する本件処分を行ったことが認められる。

これらのことからすると、審査請求人は、本件処分時点ではＢ区に居住地があることから、次官通知第２に照らし、Ｂ区の福祉事務所長から保護を受けるべき者であったと考えられる。しかしながら、処分庁は、審査請求人がＢ区の福祉事務所長に対し、法第２４条第１項に基づく申請を行っていないことを把握したことから、処分庁における保護の廃止とＢ区における保護の開始との間に保護の空白が生じて審査請求人が不利益を被ることがないようにするために本件処分を行ったものであり、処分庁の判断には一定の合理性が認められ、法第２４条第１項及び保護の申請主義を原則として記した次官通知第９に照らし、やむを得ないものと言わざるを得ない。

- （４）以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、処分庁が令和４年１０月１日に保護費の振込をしなかった不作為は違法性がある旨を主張している。

しかし、保護費の支払方法に係る事項は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第１条第２項のとおりに、審査請求人に対し権利を設定し、義務を課し、その他具体的に法律上の効果を生じさせるものではないことから、同法上の「処分」に該当すると解することはできず、当審査庁の判断外事項である。

また、審査請求人は、処分庁及び転居先行政庁（Ｂ区）の対応に対する不服を理由に、処分庁等を処分してほしい旨を主張しているが、当審査庁には処分庁等に対して何らかの処分を行う権限は存在せず、審査請求人の主張は、当審査庁の判断外事項である。

- （５）以上のとおり、本件審査請求には理由がなく、他に違法又は不当な点は認められないことから、棄却されるべきである。

(6) 本件処分における前記判断を左右するものではないが、本件処分の通知書には、処分の理由として、「令和4年10月よりB区へ移管予定であったが申請がなかったため、引き続き処分庁で保護費を支給します。」と記載されているのみであることから、以下付言する。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

審査請求人は、本件審査請求において本件処分に則した主張を行っていることから、直ちに不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかしながら、本件処分の理由には、根拠となる法令についての記載がなく、十分な理由の提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、要保護者自身が容易に理解できるよう、根拠法令についても具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

第4 調査審議の経過

令和7年3月27日 諮問の受付

令和7年3月27日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：4月11日

口頭意見陳述申立期限：4月11日

令和7年4月22日 第1回審議

令和7年4月23日 審査会から処分庁に対する資料提出の求め（回答：令和7年5月8日付け）

令和7年5月27日 第2回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

- (1) 法第7条は、「申請保護の原則」について、「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。（後略）」と定めている。
- (2) 法第19条第1項は、「都道府県知事、市長（中略）は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を

有する要保護者 二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」と定めている。

(3) 法第24条第1項は、「保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。(中略) 一 要保護者の氏名及び住所又は居所 二 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係 三 保護を受けようとする理由 四 要保護者の資産及び収入の状況(中略) 五 その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項」と、同条第3項は「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」と、同条第4項は、「前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。」と定めている。

(4) 法第25条第2項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第4項の規定は、この場合に準用する。」と定めている。

(5) 生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第1条第1項は、「生活保護法(中略)第24条第1項(中略)の規定による保護の開始の申請は、保護の開始を申請する者(中略)の居住地又は現在地の保護の実施機関に対して行うものとする。」と定めている。

(6) 次官通知第2は、「保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであること。(後略)」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準である。

(7) 生活保護問答集について(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問2-44答は、実施責任の取扱いが誤っていた場合の取扱いについて、「実施責任の判断が誤っていたことが事後になって判明する事例としてはさまざまな場合が考えられるが、原則として本来の実施機関と十分連絡協議の上移管等の措置を考慮するものとしてよいであろう。十分な連絡協議をしないまま移管(廃止)の措置を強行し、保護実施の空白をきたすようなことは厳に慎むべきことはいうまでもない。」と記している。

(8) ○○市生活保護法施行細則(昭和○○年○○市規則第○○号。以下「施行細則」という。)第5条第2項は、「被保護者がその居住地を所管区域外に移

転したとき又は新しく居住地を定めたときは、旧住所地の保健福祉センター所長等は、速やかに必要な決定を行い、新居住地を所管する保健福祉センター所長又はその他の保護の実施機関に書面をもつて通知しなければならない。」と定めている。

(9) 生活保護法による被保護世帯の転居に伴う事務処理の改正について(変更)

(平成29年9月7日〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇保護課長事務連絡。以下「事務連絡」という。)は、「1 市内転居で、転居後も保護を必要とする場合」の事務処理について、「(1) 転出区における取扱い」として「ア 被保護世帯が他区へ転居し、転居後も引き続き保護を必要とする」と認められるとき、転居前に保護を適用していた保健福祉センター(以下「転出区」という。)は、被保護世帯に対して早急に転居先の保健福祉センター(以下「転入区」という。)へ保護の申請をするように指導するとともに、転入区へ電話連絡をすること。(中略)ウ 事前に保護記録送付書(中略)と保護記録の必要部分の写しを新実施機関へ送付すること。(中略)エ 転出区は、被保護世帯の転居の事実を確認したとき、原則として、転居日の属する月の翌月1日付で保護廃止の決定を行うこと。(実処理にあたっては、新実施機関での保護開始決定を確認の上、廃止処理を行うこと。)」と記している。

また、「(2) 転入区における取扱い」として「ア 転入区は、本締め日までに転居した世帯から保護の申請があれば、所定の調査を行い、保護を必要とする」と認めたとき、基本的に翌月1日付で保護を開始する(本締め日の翌日以降の場合は、翌々月1日付保護開始)。なお、保護の開始日・廃止日については、個別の状況に応じ、双方の実施機関で調整可能とする。(後略)」と記している。

(10) 生活保護経理事務マニュアル(令和4年4月版。〇〇〇〇〇〇保護課。以下「マニュアル」という。)第1編第1章第3節5は、「定例払い分の確定」として、「毎月、経理本締め日(支払日10開庁日前)の夜間バッチ処理により、翌月定例払い分の保護費の支給データが確定します。(後略)」と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 令和3年8月13日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。
- (2) 令和4年9月1日、審査請求人は、A区を転出し、同月2日にB区に転入届を提出した。
- (3) 令和4年9月9日、審査請求人がB区役所に来所し、転居の事実を伝えた

上で、「A区で移管にしてくれなかったから申請に来た」として、B区での保護費受給を求めた。B区の担当者は、転居前のA区での生活保護受給の有無や転居後の保護の必要性等が確認できないことから、審査請求人に対し、当日はB区で保護開始を決定できないため、A区の担当者に転居に関する事情を説明するよう求めた。その結果、同日、審査請求人はB区に保護開始申請書を提出しなかった。

その後、B区の担当者が処分庁に問い合わせたところ、処分庁は審査請求人の保護を移管とするか廃止とするか検討し、9月12日に連絡すると伝えた。

また、処分庁が確認したところ、転居先のB区の住所及びB区で引き続き生活保護を希望する旨の手紙が届いているのを確認した。なお、封筒には同日付けの収受印が押印されていた。

- (4) 令和4年9月12日、処分庁は、B区に対し、審査請求人の保護がB区への移管となる旨を連絡し、同月14日、B区あてに審査請求人に係る保護記録の写しを送付するとともに、審査請求人に対する保護を廃止する準備に着手した。
- (5) 令和4年9月21日、処分庁は、審査請求人からB区への保護申請がなかったため、令和4年10月分の保護費を現金で支払うことを決定し、本件処分を行った。「保護決定理由」の欄には、「令和4年10月より（中略）〔B区〕へ移管予定であったが申請がなかったため、引き続き（中略）〔A区〕で保護費を支給します。」と記載されていた。
- (6) 令和4年9月22日、処分庁の担当者は、審査請求人に対し、令和4年10月分の保護費の支給は処分庁で行うこと及び同年11月分の保護費からB区での支給とするため、同年10月17日までにB区で申請を行うよう記載した書面を審査請求人に送付した。
- (7) 令和4年9月26日、審査請求人はB区に対し、保護の申請を行った。
- (8) 令和4年10月20日、審査請求人は、本件審査請求を行った。理由の欄には、「令和4年9月02日に転入届を（中略）〔B〕区役所に提出し、9月08日に（中略）〔B〕区役所の4階に生活保護申請に行きましたが、申請をさせてくれなかったため。よって「申請がなかった」ことが理由で引き続き（中略）〔A〕区で保護費を支給するのは違法です。なぜかと言いますと、私は9月08日付けの申請書を郵送で送付しているため。」と記載されていた。

3 判断

- (1) 本件についてみると、処分庁は、審査請求人の保護を令和4年10月よりB区に移管する予定であったが、審査請求人からB区の福祉事務所長に対

(2) 審査請求人は、B区は保護の申請をさせてくれなかったのであって、「申請がなかった」ことを理由に引き続き処分庁で保護費を支給するのは違法であり、令和4年10月分の保護費はB区が支払うべきであると主張する。

以下検討すると、①審査請求人は、本件処分時点でB区に転居していたこと、②審査請求人は、本件処分時点でB区に保護の申請を行っていなかったこと、③処分庁は、審査請求人がB区に保護の申請を行っていないことを把握していたことから、令和4年10月分の保護費を支給することを決定する本件処分を行ったことが認められる。

この点、審査請求人が別途提起した本件処分に係る〇〇〇〇〇〇〇〇〇における〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇付け〇〇地方裁判所判決（〇〇〇〇（〇）〇〇〇〇〇〇）１２頁から１３頁においては、施行細則第５条第２項の規定は、転入区の保健福祉センターに対して改めて法第２４条第１項の規定に基づく保護の申請が必要であることを前提として、転出区における保護の廃止と転入区における保護の開始との間に保護の空白が生じて被保護者が不利益を被ることがないように、転出区と転入区との間で当該被保護者に係る保護について連絡調整を行うことを目的とするものと解されるが、処分庁が被保護者の転居の事実及び転居先を把握していなければこのような連絡調整を行うことは不可能であるから、当該制度は、被保護者が転居前に転出区の保健福祉センターに転居先等を伝えていることを前提としているというべきであるとした上で、審査請求人は令和４年９月９日に初めてＢ区の担当者に転居の事実を伝えたもので、転出区の担当者に対しても具体的な転居先等を伝えていなかったものと認められる、と判示している。

7

措置を強行し、保護実施の空白をきたすようなことは厳に慎むべきことはいうまでもない。」とされている。

さらに、市内転居で転居後も保護を必要とする場合には転出区と転入区の間で事前に連絡調整を行うべきことを示した事務連絡において、「転出区は、被保護世帯の転居の事実を確認したとき、原則として、転居日の属する月の翌月 1 日付で保護廃止の決定を行うこと。」としつつ、「実処理にあたっては、新実施機関での保護開始決定を確認の上、廃止処理を行うこと。」とされるとともに、転入区に対する保護の申請は、原則として「本締め日」

（本件においては令和 4 年 9 月 20 日）までに行われなければ翌月 1 日付けで保護を開始することができないが、「保護の開始日・廃止日については、個別の状況に応じ、双方の実施機関で調整可能とする。」とされている。

これらのことに鑑みれば、処分庁は、令和 4 年 9 月 9 日に審査請求人の転居の事実を知った後、B 区に連絡の上、保護記録等の写しを B 区に送付した上で、審査請求人が B 区の福祉事務所長に対して「本締め日」までに法第 24 条第 1 項に基づく保護の申請を行わなかったことを把握したことから、処分庁における保護の廃止と B 区における保護の開始との間に保護の空白期間を生じ、審査請求人が不利益を被ることのないよう、やむを得ず本件処分を行ったものと認められ、問答集問 2－44 答、施行細則第 5 条第 2 項、事務連絡に照らし、処分庁の行った本件処分は必要かつ合理的な措置であったといえ、審査請求人の主張するように、処分庁に裁量権の逸脱又は濫用があったということはできない。

- (3) なお、審査請求人は、処分庁が令和 4 年 10 月 1 日に保護費の振込みをしなかった不作為には違法性がある旨を主張している。

しかし、前述の経緯に加え、審査請求人が B 区に対して保護の申請を行ったのは同年 9 月 26 日であり、処分庁が保護費の支払方法を振込から現金払いに変更していることなども踏まえれば、処分庁の対応に違法があるとはいえないし、そもそも支払い自体は処分ではないから、支払いの不作為は不作為についての審査請求の対象とすることができないので、当該主張は認められない。

また、審査請求人は、処分庁及び B 区の対応に対する不服を理由に処分庁たる職員等を処分してほしい旨を主張しているが、当該主張は行政不服審査制度による請求の対象外の事項に係る主張であるから、当該主張についても認めることはできない。

- (4) 以上のことから、本件審査請求には理由がなく、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 6 付言

当審査会の前記判断を左右するものではないが、以下付言する。

処分の名宛人に対して当該処分の理由を提示する趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

審査請求人は、本件審査請求において本件処分に則した主張を行っていることから、直ちに不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかし、本件処分に係る通知書の理由欄には、「令和４年１０月よりＢ区へ移管予定であったが申請がなかったため、引き続き処分庁で保護費を支給します。」と記載されているのみであり、根拠となる法令の条項や処分基準等についての記載がないことから、十分な理由の提示と言えるか否かについては疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁においては、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被処分者自身が容易に理解できるよう、根拠法令の条項等も含め、いかなる理由に基づいてどのような処分基準等の適用によって当該処分が選択されたのかについて、適切かつ丁寧に明記することが望まれる。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）野呂 充

委員 相間 佐基子

委員 重本 達哉